

# 国民年金

## 国民年金保険料の免除と控除

町民課 年金係 ☎(232)4914

一部免除の残りの保険料の納付を忘れずに

■保険料の一部免除  
国民年金保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される「全額免除」と、4分の3、半額、4分の1が免除される「一部免除」があります。

■保険料の納期限  
免除を受けていない部分の保険料は、翌月末日までに必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると、免除が承認されても保険料未納期間となってしまう。

平成24年度の国民年金保険料は14,980円

免除制度		免除額	支払う保険料
全額免除	全額	14,980円	0円
一部免除	4分の3	11,230円	3,750円
	半額	7,490円	7,490円
	4分の1	3,740円	11,240円

※2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を発行します

国民年金保険料(以下、保険料)は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象になります。平成24年1月から12月に納めた保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納めたことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成24年1月から9月までの間に保険料を納めた人は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。また、10月から12月までの間に今年初めて保険料を納付した人は、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の保険料を納めた場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付し申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の照会は、控除証明書のほうがに表示されている番号にお問い合わせください。

# 災害対応

## 災害復旧の状況をお知らせします

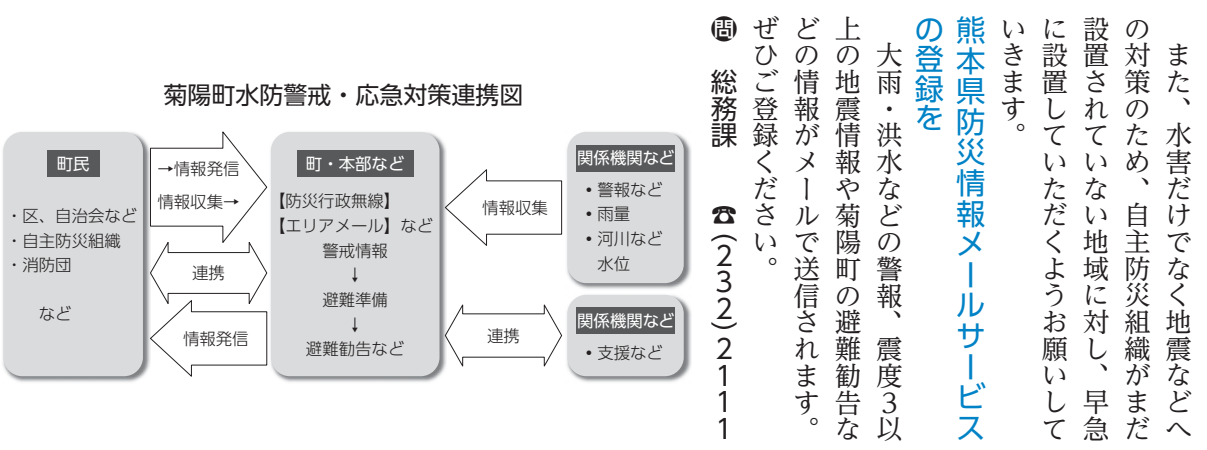
迅速で的確な水害対応を目指して

町では、7月12日に発生した九州北部豪雨災害(熊本広域大水害)で被害のあった農地や河川などの復旧を急いでいます。

水害での対応の反省などを踏まえ、迅速で的確な対応を目指し、水害対応に関する事項をあらためて整理しています。具体的には、水害への警戒▼避難の準備・勧告・指示・解除▼避難・避難所の運営などでの職員体制や業務内容▼地域や消防団、関係機関などの連携について整理し、災害予防や応急対策を確実に行う仕組みを確立していきます。

■見直しなどの主な視点

- ・地域や消防団などとの連携も得て水防監視体制の強化
- ・防災行政無線による避難準備情報の前の河川等溢水警戒情報
- ・防災行政無線での避難勧告などの前のサイレンによる周知
- ・エリアメールによる町内住民の携帯電話への周知
- ・一時避難所(地域の公民館や広場)の位置付けの明確化
- ・避難所の設置・運営



## 農地・農業用施設災害復旧事業の経過

9月の定例議会で農業関係災害復旧事業費の予算、総額2億2,637万3千円が承認されました。その後、各地区で説明会を行い、国の補助以外の受益者負担金の同意を得て事業に着手することになりました。事業費の歳入は国庫補助金を1億5,360万円、残額は災害復旧債と一般財源を予定しています。

歳出では設計委託料に1,207万3千円、工事請負費に2億1,430万円を予定しています。内容は、農地の復旧面積約44ヘクタール、道路復旧延長1,227メートル、用排水路復旧延長約100メートルです。

今後、国の査定前に工事着手する「応急本工事」の制度に基づき、早期復旧を期して工事を発注し、菊陽町の特産品である「春にんじん」の植え付けができるように、復旧工事を進めていきます。工事車両などでご迷惑をお掛けすることもありますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

農政課 ☎(232)4916

## 白川の河川改修(災害復旧)の経過

先の豪雨により菊池地域振興局管内の白川(菊陽町・大津町)では、延長約6400メートルにわたり護岸などが倒壊するなどの被害が発生しています。

菊陽町管内では、延長約1500メートルの護岸被災や浸水被害などが発生している状況です。

このため県は、直ちに国へ被災報告を行い、災害復旧工事の申請に必要な測量・設計の業務を実施し、10月に国による実地査定を受けたところ。

災害復旧は、被災した箇所を現状に復旧することを基本としますが、再度災害を防止するため、また、治水上の一連の効果を発揮するために改良復旧も実施する予定としています。

今後、速やかな災害復旧に取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

菊池地域振興局土木部工務課 ☎0968(25)4229

## 在宅で高齢者を介護している家族へ、介護用品などの購入費を助成します

町では、日常生活で重度の要介護状態にある高齢者を在宅で常時介護している家族の精神的、経済的負担を軽減するため、次の2つの事業を実施しています。今年度、申請していない人で、対象要件に該当し受給を希望する人はお問い合わせください。対象者は、在宅で介護している家族に限ります。

### 介護用品購入費助成事業

- 助成対象者(対象要件)  
介護保険要介護認定で要介護3・4・5と判定され、紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められた在宅高齢者を介護している家族。
- 助成対象用品  
紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー
- 助成額 月額6,250円を限度として助成
- 申請受付 受給資格認定は、随時受け付けています。

※助成は受給資格認定申請をした日の属する月の翌月分から受給対象になります。入院期間中とショートステイ中は助成対象外です。



### 家族介護者手当事業

- 助成対象者(対象要件) 次の全てに該当する人
- ①平成24年4月1日(基準日)現在、本町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人。
- ②基準日から起算して過去1年間、施設介護サービスを受けず、医療保険による入院が90日未満の人または、居宅介護サービスのショートステイの利用が90日未満の人を在宅で介護している人。
- ③介護保険の要介護認定で、基準日から起算して過去1年間、要介護4または5と判定されていた人を在宅で介護している人。
- 支給額 1世帯あたり10万円
- 申請期限 11月22日(木)

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508